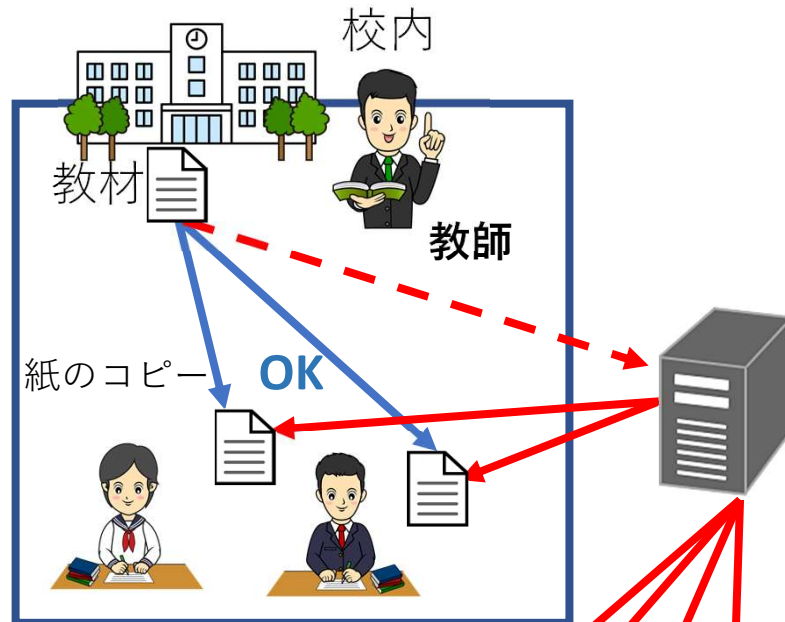


【現在】 学校教育と著作権（著作権法35条）



他人の著作物は、著作権法35条の範囲内で（※1）無許諾・無償で授業目的に利用することが可能です

- ・ 他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒・学生に配付するのはOK
- ・ **インターネットを経由して提供するのは授業目的でも35条の範囲外なので原則NG（要許諾）**

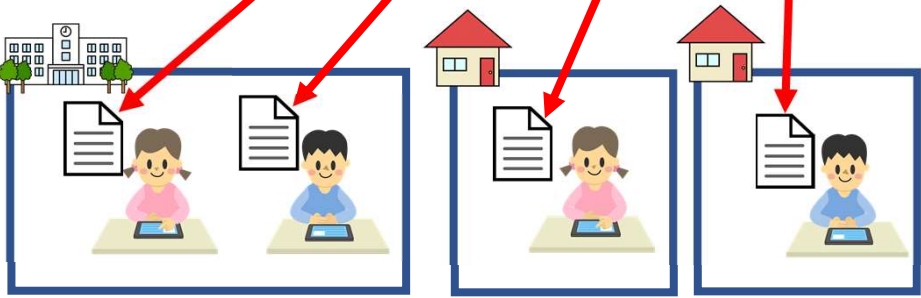
！遠隔合同授業（対面授業どうしをつないだ遠隔授業など）については、現在も無許諾・無償で利用できます

～先生の不安の声～
「他人の著作物を利用した教材の紙での配付は認められるのに、インターネット経由は認められないのでは、著作物の利用を控えてしまう」

インターネット経由
赤線はNG（要許諾）

（遠隔合同授業以外）
遠隔地の教室

（予習復習用等）
自宅

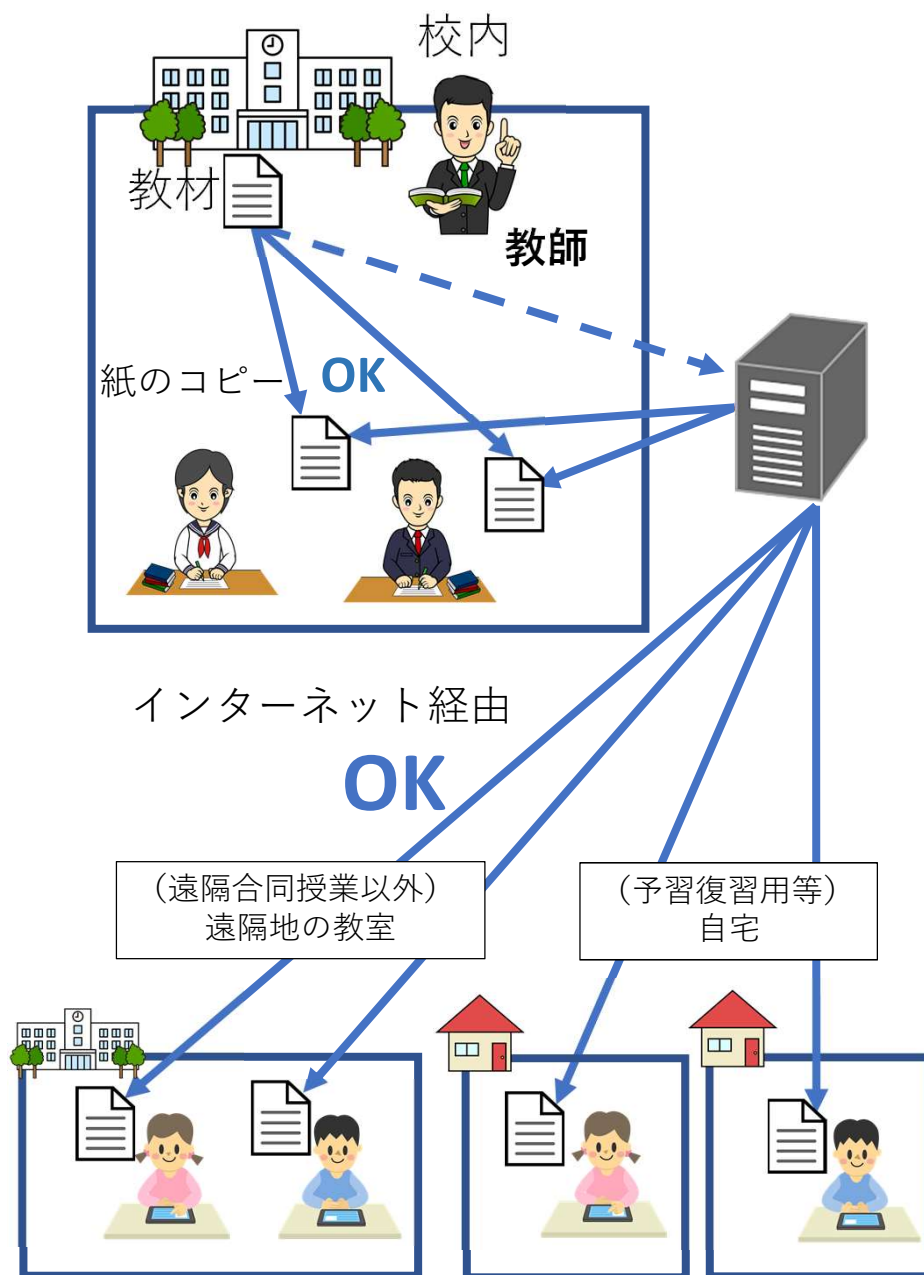


先生の不安の声に答えるべく

2018年5月、著作権法改正へ

（※1）ただし、著作権者の利益を不当に害するものはNGです。その他、著作権法32条（引用）や著作権法38条（非営利無償の上映・演奏）など35条とは異なる条文が適用になってOKとなる場合があります。

【今後2年以内】学校教育と著作権（改正著作権法35条）



著作権法35条の改正により、インターネットを利用した授業のための著作物の利用が可能となり、遠隔合同授業以外の授業でも無許諾で他人の著作物を利用した教材を送信できるようになるなど、ICT（情報通信技術）を活用した教育が各段に容易になります。

そのかわり、著作物をインターネット経由で利用する教育機関設置者（教育委員会、学校法人等）の方は、SARTRASへ、授業目的公衆送信補償金をお支払いいただくこととなります（※2）。

（※2）この新しい授業目的公衆送信補償金制度を利用するか、個別に権利者と契約するかは、各教育機関の設置者の判断となります。

ICTを活用した教育の未来を支え、先生の不安の声に応える改正著作権法は、2018年5月から3年以内の政令で定める日から施行されます。

SARTRAS（サートラス）とは

世界中の著作物の授業目的利用に係る授業目的公衆送信補償金の受取窓口として、著作権法に基づき日本で唯一文化庁長官の指定を受けている、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の略称です。現在は、教育機関のICT活用教育の進展に合わせ、円滑な制度の早期開始を目指し、検討を重ねています（※3）

SARTRAS WEB <https://sartras.or.jp>

（※3）制度の開始時期や補償金の額は2019年5月現在未定です。